

道路の区域の決定（変更）及び供用の開始等事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第13条第1項及び第15条の規定により知事及び鳥取県が管理する一般国道及び県道について、法第18条第1項及び第2項の規定による道路の区域の決定、区域の変更及び供用の開始等に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

（路線の指定等の通知）

第2条 道路企画課長（以下「課長」という。）は、路線の指定、認定、廃止又は変更がなされた場合は、速やかに、関係総合事務所長（以下「所長」という。）に通知するものとする。

（区域の決定）

第3条 所長は、前条の通知を受けた場合（路線の廃止の場合を除く。）又は新設工事等に伴い道路の区域を決定しようとする場合は、次の各号に掲げる図書を課長に送付するものとする。

- （1）位置図
 - （2）道路台帳平面図
 - （3）区域決定調書（様式第1号）
 - （4）その他必要と認める図書
- 2 前項の図書の作成については、「道路台帳作成保管に関する基本要領」・「道路台帳平面図等の作成要領」（昭和58年3月2日付発道第29号通知）及び別紙「区域決定調書等作成要領」に留意すること。
- 3 課長は、前項の送付により区域の決定の告示がされた場合は、速やかに、その旨を関係所長に通知するものとする。

（区域の変更）

第4条 所長は、道路の改築工事等に伴い道路の区域を変更しようとする場合は、次の各号に掲げる図書を課長に送付するものとする。

- （1）位置図
 - （2）道路台帳平面図
 - （3）区域変更調書（様式第2号）
 - （4）不用物件処理台帳及び市町村への管理移管に係る覚書の写し（不用物件となる道路がある場合に限る。）
 - （5）その他必要と認める図書
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、道路の区域の変更に係る図書の作成及び通知について準用する。

（供用の開始）

第5条 所長は、第2条の通知を受けた場合（路線の廃止を除く。）又は道路の改築工事等に伴い道路の供用を開始しようとする場合は、次の各号に掲げる図書を課長に送付するものとする。

- （1）位置図
 - （2）道路台帳平面図
 - （3）供用開始調書（様式第3号）
 - （4）その他必要と認める図書
- 2 道路の供用を開始しようとする場合は、次に掲げる要件が備わっていないなければならない。
- （1）道路の敷地について、所有権又は使用権等の権原を取得していること。
 - （2）道路として一般の交通の用に供して差し支えないものであること。
- 3 第3条第2項及び第3項の規定は、供用の開始に係る図書の作成及び通知について準用する。

（路線の重複）

第6条 所長は、道路の区域の決定又は区域の変更により他の道路管理者が管理する路線と重複する場合は、第4条第1項又は第5条第1項の送付に先立ち、法第11条第3項の規定によりあらかじめ当該道

路管理者に通知するものとする。

(管理引受け)

第7条 前条の場合において、所長は、他の道路管理者が市町村であるときは、当該市町村から次の各号に掲げる図書により管理移管を受けるものとする。

なお、本条の規定は、国が管理する道路の区域を廃止し県道とする場合等、国から県が管理移管を受ける場合について準用するものとする。

- (1) 位地図
- (2) 道路台帳
- (3) 橋梁台帳
- (4) トンネル台帳
- (5) 踏切台帳
- (6) 道路照明台帳
- (7) 道路標識台帳
- (8) 道路に関する工事に係る承認申請書及び承認等一覧表
- (9) 道路占用許可申請（協議）書及び許可等一覧表
- (10) 道路敷地所有者一覧表
- (11) その他道路管理上必要と認められる図書

2 前項の図書は、第3条第1項第4号又は第4条第1項第4号のその他必要と認める図書として課長に送付するものとする。

(他の工作物の管理者との協議)

第8条 所長は、道路の区域の決定又は区域の変更により、堤防、鉄道等他の者が管理する工作物が道路の区域内となる場合は、第3条第1項又は第4条第1項の送付に先立ち、あらかじめその管理の方法等について他の工作物の管理者と協議するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項により調整された協議書について準用する。

(台帳の整備等)

第9条 所長は、様式第4号による台帳を備え、常に整理しておくものとする。